

1 業務名称

令和7年度 町単 まちづくり共創構築業務委託

2 業務の目的

軽井沢町は、豊かな自然環境と独自の文化的背景を持つ一方で、自然保護と開発のバランス、観光業と地域社会の調和、人口動態の変化への対応といった複雑な課題に直面していることから、多様な利害関係者が対等に対話する「共創」のプロセスが不可欠である。

本業務は、軽井沢町が抱える多様な地域課題の解決と持続可能な地域社会の実現を目指し、地域に根ざしたNPO及びまちづくり活動を総合的に支援するため、まちづくり活動や地域資源を効果的に活かす仕組みの可能性を検討する。さらに、住民や関係者との対話を通じて、柔軟かつ創発的な戦略を構築し、軽井沢町の特性を活かした新しいまちづくりモデルの方向性を明確にすることを目的とする。

3 業務の対象区域

軽井沢町全域

4 業務の内容

(1)現状調査と課題の把握

- ・過去のアンケートやワークショップの結果をもとに地域課題や住民活動の現状を調査する。
- ・住民と関係者（別荘所有者、事業者、NPOなど）へのヒアリングやアンケート調査を実施し、地域課題を可視化する。

(2)住民や関係者との対話の場の設置と運営

- ・住民や関係者など多様な利害関係者が参加する対話の場を企画・運営する。
- ・対話を通じて課題解決のアイデアを収集する。

(3)まちづくり活動や地域資源を活かすための課題の整理

- ・調査や対話の結果をもとに、まちづくり活動や地域資源を活かすための課題を整理しまとめる。

(4)本業務の情報発信

- ・上記(1)から(3)を1つのプロジェクトとして計画し、情報を発信する。
- ・広報かるいざわ等に掲載するための記事の作成を支援する。

(5)新たな仕組みの検討と提案

- ・まちづくり活動や地域資源を効果的に活かす、新たな仕組みの可能性を検討し提案する。
- ・必要に応じて、地域課題解決に向けたモデル事業やプロジェクトを提案し、稼働に向けた検討会議の企画、運営、必要な資料の作成支援、議論の取りまとめ支援を行う。

(6)成果報告書の作成

- ・業務の成果をまとめた報告書を作成する。

5 成果品等

- ・ 中間報告書
- ・ 最終報告書

6 業務の進め方

- (1) 本業務については、契約後、業務の進め方や進捗状況等について、適宜協議を行いながら進めるものとする。協議の実施後は速やかに協議録を作成し、その都度提出するものとする。
- (2) 本業務に関し、町は所有するデータを必要に応じて可能な限り提供するものとする。
- (3) 本業務の実施にあたっては、本仕様書及び関係法令、規則等を遵守し、個人情報を取り扱う場合には、軽井沢町個人情報保護条例等に基づいて適切に取り扱うものとする。また、受注者は本業務の実施過程で知り得た情報について、発注者の許可なく第三者に譲渡してはならない。

7 権利関係

- (1) 本業務の成果品の著作権等はすべて発注者に帰属するものとし、発注者の承認を受けずに他に公表、貸与又は使用等をしてはならない。なお、本業務が完了した後においても、受注者の責めに帰すべき理由により不良箇所が発見された場合は、速やかに必要な措置を講じるものとし、これに要する経費は受注者が負担するものとする。
- (2) 本業務の履行にあたって、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

8 その他

本仕様書の内容等について疑義のある場合は、双方協議のうえ決定するものとする。